

◇ 養育費請求の調停(増額請求・減額請求を含む)を申し立てる方へ ◇

1 手続きの概要

子どもを扶養する義務は両親にありますので、両親が離婚した場合であっても、双方がその経済力に応じて子どもの養育費を分担することになります。

養育費について話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、子を監護している親から他方の親に対して、家庭裁判所に調停又は審判の申立てをして、養育費の支払を求めることができます。調停手続を利用する場合には、子の監護に関する処分(養育費)調停事件として申し立てます(離婚調停の申立てに伴って離婚後の養育費について話し合いたい場合は、夫婦関係調整調停(離婚)を利用してください。夫婦が別居中に、子どもの養育費を含む夫婦の生活費の支払について話し合いたい場合は、婚姻費用の分担調停を利用してください。)

また、一度決まった養育費であってもその後事情の変更があった場合(再婚した場合や子どもが進学した場合など)には養育費の額の変更を求める調停や審判を申し立てることができます。

調停手続では、養育費がどのくらいかかっているのか、申立人及び相手方の収入がどのくらいあるかなど一切の事情について、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらうなどして事情をよく把握して、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指し話し合いが進められます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

2 申立てできる方

- ・父
- ・母

3 申立先

相手方の住所地(実際に住んでいる住所)の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

4 申立てに当たり提出をお願いするものは、次のとおりです。

審理のために必要な場合は、書類や郵便切手の追加提出をお願いすることがあります。

(申立書提出の際、□のチェック欄を利用し、必要なものが揃っているかどうかご確認ください。)

- 下記の5に記載の書類
- 未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) 1通
- 申立人の収入関係の資料(源泉徴収票、給料明細、確定申告書等の写し)
※個人番号(マイナンバー)が記載されている場合は、その部分をマスキングしてコピーしてください。
- 収入印紙 未成年者1人につき1,200円分
- 郵便切手 140円×1枚, 100円×2枚, 84円×6枚, 50円×2枚, 20円×4枚,
10円×4枚, 5円×2枚, 2円×4枚 (1082円分)

5 申立てする方が、記入して提出する書類

1	申立書 記載例	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所から、申立書の写しを相手方に送付します。 ・知られたくない住所等は、申立書には記載しないでください。
2	送達場所等の届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・安全の確保等の必要から住所や電話番号の非開示の希望の申し出があった場合には、原則的に非開示(住所等の記載された書面を見せたり、コピーさせたりしないようにすること)とします。
3	事情説明書	<ul style="list-style-type: none"> ・申立てに至った事情などを記載してください。 ・提出した書面は、相手方が見たり(閲覧)、コピー(謄写)をする可能性があります。
4	進行連絡メモ	<ul style="list-style-type: none"> ・調停の進行に関して、参考にするものです。 ・特別な事情がない限り非開示とします。

6 申立てする方に読んでおいてほしい書類

1	裁判所に書面を提出される方へ	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所に書面を提出する場合の注意書です。
2	情報の非開示を求める場合の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・提出する書面に記載されている情報を相手方に対して非開示(見せたり、コピーさせたりしないこと)とすることを求める場合の説明書です。よくお読みください。 ・相手方に知られたくない情報が含まれた書面などを裁判所に提出するかどうかは、ご自身で判断してください。
3	家事調停のしおり(養育費・婚姻費用)	<ul style="list-style-type: none"> ・調停の進行についての説明書です。

7. Q&A

Q1. 「養育費」には、どのような費用が含まれるのですか。

A. 一般的には、子の衣食住等に要する生活費のほか、教育や医療に要する費用も含まれると考えられています。

Q2. 養育費の額は、どのように決められるのですか。

A. 調停では、お互いの意向に基づいて話し合いが進められますが、一般的には、双方の収入状況や子の人数、年齢その他一切の事情を考慮することになると考えられます。

Q3. 調停での話し合いがまとまらない場合は、どうなるのですか。

A. 調停は不成立として終了しますが、引き続き審判手続で必要な審理が行われた上、審判によって結論が示されることとなります。

Q4. 父又は母が就職、退職するなどして収入状況が変わった場合、調停や審判で決められた養育費の額を増額又は減額するよう求めることはできますか。

A. 調停や審判の基礎となった事実関係や事情に変更があり、実情に合わないと思われるときは、従前に取り決められた養育費の額の変更を求めることができます。